

一般社団法人日本 LD 学会 倫理綱領 (The JALD Code of Ethics)

施行：2015年2月1日

改定：2019年11月17日

I 前文

一般社団法人日本 LD 学会会員（以下、会員）は、すべての人の基本的人権と尊厳に対して適切な敬意を払い、障害のある人々や障害のない人々の自由と幸福の追求を尊重する。

そのために、研究対象児者および研究協力者に対しては、健康・福祉・安全に十分留意し、プライバシーを守り、自己決定および自律性という個人の権利を尊重することに最大限の配慮を払わなければならない。

会員は得られた知識・情報を伝達する自由と権利を保有しているが、それにとまなう責任を自覚し、発言の公正と客観性に努めるとともに、社会に対する影響についても十分な配慮を払わなければならない。

以上の趣旨に基づき、以下の諸原則を定める。

II 日常の学校・相談等業務

1. それぞれの学校・相談等業務において、その対象児者の個人情報、記録が不用意に持ち出されないように、秘密保持、記録媒体の保管に十分に留意する。
2. 教育的対応や指導・支援において、その目的、内容を十分に説明し（インフォームド・コンセント）、保護者や本人の自己選択、自己決定が行えるようにする。
3. 心理検査についても実施に関する説明責任を果たした上で、さらに、検査用具が不当に持ち出されないような管理体制、検査の実施についての知識と実施方法に乗っ取った施行、受検者に対して十分配慮された環境の中での実施、検査結果から受検者の状態像についての報告書作成など説明責任を果たすとともに、報告書の中には結果から今後の指導方針を明記する。
4. 指導や支援において、対象児者に対する言葉の適切性、「罰」の使い方、支援内容の適切性、支援環境、支援形態、公平性に配慮する。
5. ハラスメント（パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど）を決して行わない。

III 研究活動

1. 研究参加の決定にあたっては、研究対象児者および研究協力者の意思が尊重されること。参加に対する過度の勧誘や強制があってはならない。
2. 研究対象児者や研究協力者が自らの意志で研究への参加を拒否、あるいは中断できることを事前に説明すること。これは研究対象児者および研究協力者の発達や理解の水準に相応した形で伝えられる配慮をしなければならない。
3. プライバシーに関わる研究の場合には、研究対象児者および研究協力者に原則として文書で

同意を得ること。ただし、研究対象児者および研究協力者のうち、未成年および同意の判断ができない者の場合には、対象児者を保護する立場にある者の判断と同意を得る必要がある。

4. 上記の同意を得る際には研究実施に関わる情報を開示し、十分な説明を行うことを原則とする。ただし、事前開示が不可能な研究においては、それが個人に何らかの不利益を与えないことを確認した上で研究を実施し、事後に研究対象児者および研究協力者ないし対象児者を保護する立場にある者にその理由を説明しなければならない。
5. 研究対象児者および研究協力者に対して、身体的・心理的な苦痛や危険、および継続的な被害を与えないこと。研究進行中に研究対象児者および研究協力者の心身を脅かしていることに研究者が気付いた際には、研究を直ちに停止し、事態の改善を図ること。
6. 研究によって得られた研究対象児者および研究協力者に関する情報（個人情報・検査記録・指導記録等）は厳重に管理し、実施時に同意を得た目的以外に使用してはならない。
7. 研究目的の指導や支援であっても、言葉の適切性、「罰」の使い方、支援内容の適切性、支援環境、支援形態、公平性について十分配慮する。
8. 研究対象児者および研究協力者に対してハラスメントを行わない。

IV 研究・著作の公表

1. 研究・著作の公表に際しては、研究のもたらす社会的、人道的、政治的意義に十分配慮し、専門家としての責任を自覚して行う。
2. 個人のプライバシーを侵害してはならない。研究対象児者および研究協力者の個人的な資料については厳重に保管し、秘密保護の責任をもつこと。また、プライバシーに関わる個人的な資料について公表する必要がある場合には、研究対象者および研究協力者ないし対象児者を保護する立場にある者の同意を得ること。
3. 研究のために用いた資料等については出典を明記すること。
4. 共同研究においては、公表に際し共同研究者の権利と責任に配慮すること。
5. 研究結果を社会に向けて公表する際には、科学的根拠に基づき、虚偽や誇張、歪曲、扇動のないようにすること。

V 倫理の研鑽

本倫理綱領をふまえて会員は研究倫理に関する国内外の関連法規を学び、研鑽する機会をもつよう努めること。

VI 倫理の遵守

会員は研究活動において、本倫理綱領を十分に理解し、違反することのないよう、努めなければならない。

VII 改定

本倫理綱領の改定は倫理委員会にて検討し、理事会または常任理事会の議決による。

附 則

1. 本倫理綱領は、2015年2月1日より施行する。
2. 本倫理綱領は、2019年8月4日に一部改定した。
3. 本倫理綱領は、2019年11月17日に一部改定した。